

電子提供措置の開始日 2025年5月30日

第89期定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

連結注記表

個別注記表

理研ビタミン株式会社

上記事項につきましては、法令および定款の規定に基づき、書面交付請求された株主さまにお送りしている書面には記載しておりません。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 当社及び子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア. 当社グループは、経営理念および理研ビタミングループ行動規範に基づいた行動を行い、コンプライアンス推進活動を通じて、すべての事業活動が高い倫理観と法令遵守の精神に基づいて行われる企業風土を構築する。
- イ. 当社は監査等委員会制度を採用し、弁護士資格所有者および公認会計士資格所有者を含む社外取締役を置くことにより、取締役会の監督機能の強化を図る。
- ウ. コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス推進規程および理研ビタミングループ行動規範を定めるとともに、コンプライアンス担当役員、コンプライアンス委員会およびコンプライアンスを推進する部門であるコンプライアンス推進部を置き、体制の整備を図る。
- エ. 具体的な事例に基づくケーススタディ等によるコンプライアンス学習を実施し、高い倫理観と法令遵守の精神を醸成する。また、社外有識者等による研修の実施、問題発生の際に速やかに対応し解決を図るための企業倫理ホットライン制度の運営の充実・周知等によりコンプライアンス体制の維持、向上を図る。
- オ. 取締役または使用人等の法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報制度として、監査等委員会またはコンプライアンス推進部を直接の情報受領者とする企業倫理ホットライン制度を整備する。本制度は企業倫理ホットライン制度運営規則に基づきその運用を行い、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないようプライバシー保護等に十分配慮するものとする。
- カ. 法令を遵守し、効率的に職務を執行するため、取締役、常務執行役員および執行役員に定期的な教育研修を行い、職責に対する意識改革を図る。
- キ. 当社グループは、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体とは、断固として対決し、取引関係その他一切の関係を持たない。不当要求を受けた場合には、関係機関とも連携して毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努める。
- ク. 当社は業務執行ラインから独立した監査部を置く。監査部は、内部監査規程に基づき使用人の業務執行および内部統制システムの運用状況の監査を実施し、社長への報告を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は取締役会の議事録を法令の定めに基づいて作成・管理するほか、稟議書およびその他文書等の情報を、文書管理規程および機密管理規程に基づき、その保存媒体に応じて検索性の高い状態で適切かつ確実に保存・管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. 当社グループは、業務執行に係るリスクとして「市況変動」、「安全性」、「原材料の調達」、「為替変動」、「知的財産権」、「情報・管理システム」、「自然災害等」、「法的規制」、「海外事業」の各リスクを評価し、これらの予防および発生時の対処のために、当社および関係会社より選出された委員によって構成されるリスク管理委員会を設置する。
- イ. リスク管理委員会による全社的な統括の下リスク管理体制の基礎としてリスク管理規程、マニュアルを制定し、平常時からリスクの予防および発生時に備える。
- ウ. 子会社のリスク管理体制を定期的に評価し改善するため、当社は子会社の自立的なリスク管理のために必要なルール策定と、業務におけるリスクの評価・管理のための教育を実施する。
- エ. 当社グループは、不測の事態発生時に顧客・取引先・地域社会等すべての利害関係者への被害拡大を防止し、自社の損害を最小限に止める体制を整える。不測の事態には、社長を本部長とする危機対策本部を設置し、情報収集および連絡に当たるとともに、必要に応じて第三者の助言を求めて迅速な対応を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
- イ. 当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、取締役会の意思決定の迅速化や経営の機動性を高めるため、会長、社長、副社長、専務、常務によって構成される経営会議および取締役、常務執行役員、執行役員による執行役員会（必要により関係部長を含む）を設置する。
- ウ. 業務執行の適切な委譲により、取締役会の機能を経営上の重要事項の決定と監督に集中するため、常務執行役員制度を設ける。
- エ. 経営の効率化、監督機能と業務執行の強化を目的として執行役員制度を設ける。
- オ. 当社は3ヵ年を期間とする中期経営計画を策定し、その目標達成のために毎事業年度ごとの重点課題およびその実施計画を立案、実行する。
- カ. 取締役の指名、報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として、取締役会の諮問機関として任意の指名委員会および報酬委員会を設置する。

⑤ 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ア. 親会社である理研ビタミンの企業文化や経営方針を子会社と共有するため、子会社の役職者および従業員への教育を強化する。また、重要事項や問題点を適時適切に伝達するため、経営者および経営幹部や従業員同士の対話による双方向のコミュニケーションを強化し、特に海外子会社については社内の他言語習得者の活用やWeb会議等の手法を用いて情報共有化を促進する。
- イ. 子会社の管理は関係会社管理規程に基づき実施する。また、関係会社管理規程は、当社のグループ・ガバナンスの重要な規程として、実情や状況の変化等を勘案し、適時適切な改定を行う。

- ウ. グループ・ガバナンスの強化を図るための統括的組織として関連事業統括室を設置する。関連事業統括室は子会社の総務、人事、コンプライアンス、経理等に関する全般的な管理業務や指導を行うとともに、子会社のガバナンスの状況を含む運営全般についての把握・分析・評価を実施し、取締役会へ定期的に報告を行う。
 - エ. 内部統制の有効性を高めるため、子会社の事業計画や利益計画の策定、新規開発テーマ等への管理のみならず、事業運営全体の情報や課題を共有するための管理・指導を行う。また、子会社は関係会社管理規程に基づき、当社社長に承認を得なければならない重要事項について事前承認を得るものとし、その業績およびその他の重要事項について当社取締役会に定期的に報告するものとする。
 - オ. 子会社が新規に取引を開始する際の十分な審査の実施や、契約書等の必要な情報の当社との共有化を更に進める。
 - カ. 子会社の原料調達・製造・在庫・物流・販売等の一連のサプライチェーンにおける規程および手順書の整備、プロセス管理、証憑類の管理を強化し、当社がそれらの管理体制・業務手順について定期的に検証を行う。
 - キ. 子会社の経営者や経営幹部を対象に、上場企業の子会社として必要な財務報告に係る知識を教育する。
 - ク. 当社グループが必要とするレベルのITシステムによる管理とそのための人材の充実を図り、業務管理体制の強化と業務内容の検証を行う体制の整備を促進する。
 - ケ. 子会社を対象に含み3ヵ年を期間とする中期経営計画を策定し、その目標達成のために毎事業年度ごとの重点課題およびその実施計画を立案、実行する。
 - コ. 監査部は内部監査規程に基づき定期的に子会社監査を行う。
 - サ. 監査等委員は関係会社管理規程に基づき関係部署より回覧された子会社の稟議書、報告書等の閲覧に加え、積極的に子会社への往査を行い、当社グループの取締役および使用人等に対して報告を求めることで監査機能の更なる強化を図る。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びに当該使用人の独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ア. 監査等委員会の監査機能および実効性の向上のため、その職務を補助する使用人を選任する。
 - イ. 当該使用人の任免・異動・人事評価については、監査等委員会の同意を必要とする。
 - ウ. 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会の職務の補助を優先するものとする。
- ⑦ 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が監査等委員会に報告をする為の体制その他の監査等委員会への報告に関する体制並びにその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 監査等委員会は常勤の監査等委員を選定し、社内情報の収集と共有化に努め、監査の実効性を高める。監査等委員は取締役会および執行役員会その他の重要な会議に出席するほか、定期的に代表取締役との意見交換を行う。

- イ. 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人等は当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項について監査等委員会に都度報告する。前記に関わらず、監査等委員会はいつでも必要に応じて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人等に対して報告を求めることができる。
- ウ. 監査等委員会は、監査部から監査結果等について報告を受け、必要に応じて調査を求めるなど緊密に連携する。
- エ. 監査等委員会は、子会社監査役および会計監査人と定期的な会合をもつほか、随時緊密な情報交換を行うなど連携する。
- オ. 監査等委員からその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求があった場合は速やかにこれを処理するものとする。

⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令等に基づき、有効かつ適切な財務報告に係る内部統制の整備および運用体制の構築を行い、その整備・運用状況を定期的に評価するとともに、維持・改善に努める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 業務の適正を確保するための体制全般

当社は、業務の適正を確保するための体制の運用状況について毎事業年度定期的に経営会議において審議し、取締役会に報告しております。なお、当事業年度中の取締役の職務執行の適法性および効率性を確保するための主な会議として、取締役会は16回、経営会議は15回、監査等委員会は15回開催しております。当社は取締役会の機能を経営上の重要事項の決定と監督に集中するため、常務執行役員制度を設けております。また、取締役会の諮問機関である指名委員会および報酬委員会を設置し、会議招集の機動性と、委員会の中立性を担保するため、両委員会とも社外取締役である委員から委員長を選任しております。また、経営幹部の職責に対する意識を高めるため、取締役・常務執行役員・執行役員・国内外子会社の社長に対する内部統制やコーポレート・ガバナンスに関する教育・研修を継続して実施しております。子会社の管理については、関係会社管理規程等に基づくグループ管理体制の整備のもと、当社との間で重要事項の承認・報告が適切に行われております。

② コンプライアンスに関する事項

当社は、コンプライアンス実践の基準を定めた理研ビタミングループ行動規範を全グループに浸透させ、コンプライアンス体制の維持・向上を図るため、コンプライアンス推進規程に基づきコンプライアンス推進部等の組織やコンプライアンス・プログラムを整備しており、組織レベルでの定期的な学習会、e-ラーニング等の社内Webシステムを用いた学習機会の提供やコンプライアンス情報の発信、従業員へのコンプライアンスアンケート等を継続して実施しております。また、社内通報

制度として、国内では企業倫理ホットライン制度が規則に基づき運用されており、海外子会社に対しては多言語対応の通報窓口（理研ビタミングループ企業倫理ホットライン グローバル受付窓口）を整備し、コンプライアンス推進部が通報者保護を徹底しつつ対応しております。また、海外子会社のコンプライアンス体制の維持・向上を図るため、法令遵守等の状況の定期的な確認、コンプライアンス学習会の定期開催の推進、海外子会社の社長をメンバーに含めた海外関係会社コンプライアンス推進会議の開催等の施策を実施しております。

③ リスク管理に関する事項

当社は、リスク管理を適切に行うためにリスク管理規程を制定し、当社のみならずグループ全体に周知・運用しております。また、当社グループに重大な影響を与えるリスクを包括的に管理し、それらリスクの予防または顕在化した場合の被害の低減を図るため、リスク管理委員会を設置して対策を協議しております。加えて、当社は経営的危機の発生時には、社長を本部長とする危機対策本部を設置し迅速な対応を行うこととしておりますが、当事業年度においては危機対策本部を設置すべき事態は発生しておりません。

④ 監査等委員会の活動状況

当社の監査等委員会は2名の常勤監査等委員および3名の非常勤監査等委員から構成されております。また、監査等委員会の監査機能および実効性の向上のため監査等委員会の補助使用人を定めております。監査等委員は、監査等委員会が定めた監査計画に基づき、取締役会に出席するほか、経営会議、執行役員会等の重要な会議に出席し、さらには社内の部門会議にも積極的に参加し、取締役等からその職務の執行に関する事項の報告を受けております。代表取締役とは定期的に面談を行い、経営課題等についての報告を受け意見交換を行っております。また、重要な決裁書類等を閲覧するほか、監査部、関連事業統括室等の内部統制の関連部署および会計監査人等と、定期会合および随時の情報交換・意見交換等を通じて、当社グループにおける内部統制システムの整備・運用状況を確認し、必要に応じて改善状況の確認を行っております。子会社については、子会社主管部門、子会社の取締役および監査役等と情報を交換して意思疎通を図り、子会社への計画的な往査を実施しております。当社事業所および子会社の監査の概要については、実施の都度、取締役会へ報告しております。

⑤ 内部監査に関する事項

当社の監査部には7名が在籍（当事業年度末現在）し、内部監査規程に基づく使用人の業務執行および内部統制システムの運用状況の監査、ならびに関係会社管理規程に基づく関係会社監査等を実施しております。その監査結果は速やかに代表取締役や監査等委員等に回覧し、加えて、定期的に経営会議に報告されております。また、監査等委員会や関連事業統括室との間においても定期的な情報交換の機会を設けており、特に監査等委員会とは相互に監査計画および監査実績を共有し連携して活動しております。会計監査人との連携においては、定期的な確認事項に応えるほか、必要に応じて情報交換の機会を設けております。

連結注記表 (2025年3月31日現在)

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社

連結子会社の数 12社

連結子会社の名称

理研食品(株)、(株)健正堂、栄研商事(株)、サニー包装(株)、
RIKEVITA (MALAYSIA) SDN.BHD.、RIKEVITA (SINGAPORE) PTE LTD、
RIKEN VITAMIN EUROPE GmbH、RIKEN VITAMIN USA, INC.、GUYMON EXTRACTS INC.、
天津理研維他食品有限公司、理研維他精化食品工業（上海）有限公司、理研維他亜細亜股份有限公司

② 非連結子会社

非連結子会社 新研産業(株)他 計6社

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社 新研産業(株)他 計6社

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

事業年度の末日が連結決算日と異なる連結子会社は以下のとおりであります。

会 社 名	事業年度の末日
GUYMON EXTRACTS INC.	12月末日
天津理研維他食品有限公司	12月末日
理研維他精化食品工業（上海）有限公司	12月末日

連結計算書類の作成にあたっては、連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。

ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等 ……………移動平均法による原価法

② デリバティブ ……………時価法

③ 棚卸資産 ……………主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社

ア. 2007年3月31日以前に取得したもの …… 旧定額法

イ. 2007年4月1日以降に取得したもの …… 定額法

在外連結子会社 …… 定額法

② 無形固定資産（リース資産を除く） …… 定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 株式報酬引当金

株式交付規程に基づく取締役等及び執行役員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、取締役等及び執行役員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

当社グループは主に家庭用食品、業務用食品、加工食品用原料、食品用改良剤、化成品用改良剤、ビタミン類などの製造・販売を行っております。

これらの商品又は製品の販売については商品又は製品の引渡時点において顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、商品又は製品の引渡時点で収益を認識しております。なお、国内の販売においては出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、履行義務の識別にあたっては、本人か代理人かの検討を行っており、自らの約束の性質が、特定された財を自ら提供する履行義務である場合には、本人として収益を対価の総額で認識しており、それらの財が他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として収益を他の当事者に支払う額を控除した純額で認識しております。

収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しており、また、有償受給取引については、その取引において顧客に支払われる対価を控除した金額で測定しております。売上割戻しの金額は契約に基づき、販売代理店又は小売店における販売促進期間中の販売金額の見積りを基礎として見積もっており、収益の著しい減額が発生しない可能性が高い範囲でのみ収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから概ね３ヶ月程度で受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を発生した連結会計年度より費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

③ 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

④ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を行っております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約

ヘッジ対象 外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

ヘッジ対象の範囲内で、将来の為替相場の変動によるリスクを回避する目的で利用しております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段について、相場変動額をヘッジ期間全体にわたり比較し、有効性を評価しております。ただし、振当処理によっている為替予約については、有効性の評価を省略しております。

⑤ その他

リスク管理体制としては、ヘッジ取引は担当部門が実行し、経理部が管理及び随時取締役会へ報告し、承認を受けております。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。

(表示方法の変更)

連結損益計算書関係

前連結会計年度において特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産売却益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度において区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「固定資産売却益」は3百万円であります。

(会計上の見積り)

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。会計上の見積りにより当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額のうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクが有る項目は以下のとおりです。

製品販売金額に応じて支払われる売上割戻しに係る未払販売促進費の測定額

- ・当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当社グループは、販売代理店または小売店の販売金額に応じた売上割戻しの支払いや、キャンペーン活動に対する協賛金の支払いなどを通じて当社グループ製品の販売促進活動を行っております。当連結会計年度の連結貸借対照表において未払費用が4,194百万円計上されておりますが、これには未払販売促進費551百万円（総資産の0.5%）が含まれております。

- ・会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

販売促進費は契約に基づき費用計上するとともに、支払未了のものを未払販売促進費として計上しております。未払販売促進費には、販売代理店または小売店における製品販売金額に応じて支払われる売上割戻しのうち未払相当額が含まれております。

販売代理店または小売店の製品販売金額に応じて支払われる売上割戻しの未払相当額は、各販売先における販売促進期間中の販売金額を基礎としており、販売金額の見積りを主要な仮定として織り込んでおります。

こうした販売促進期間中の販売金額の見積りは高い不確実性を伴うことから、予測しえなかった事象の発生により販売金額の見積りが実績金額と異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、売上割戻しの金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

繰延税金資産の回収可能性に関する判断

- ・当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 1,398百万円

当連結会計年度における繰延税金負債との相殺前の繰延税金資産の金額は1,398百万円（総資産の1.2%）であり、将来一時差異等に係る繰延税金資産の総額1,728百万円から評価性引当額330百万円を控除しております。このうち、当社において計上した繰延税金資産の金額763百万円（評価性引当額235百万円控除後）が含まれております。

- ・会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異のうち、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲内で認識しております。また、その回収可能性は「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）で示されている企業分類、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得等に基づいて判断しております。

繰延税金資産の回収可能性の判断に用いられる将来の課税所得の見積りは、翌連結会計年度の事業計画を含めた中期的な事業計画を基礎としており、当該事業計画には、将来の製品販売価格及び製品販売数量並びに原材料価格を主要な仮定として織り込んでおります。

事業計画に含まれる主要な仮定は見積りの不確実性が高く、実際の製品販売価格や製品販売数量との乖離、原材料価格の想定以上の高騰などに伴って、課税所得の見積額が変動することにより、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与える可能性があります。

(追加情報)

役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、当社の取締役及び常務執行役員（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「取締役等」という。）を対象として、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的として、「役員報酬ＢＩＰ信託」を導入しております。

役員報酬ＢＩＰ信託は、予め定める株式交付規程に基づき取締役等に交付すると見込まれる数の当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得し、役位及び業績目標の達成度等に応じて、取締役等に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を交付及び給付を行います。取締役等が株式等の交付等を受けるのは、取締役等退任後となります。

信託に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じて、総額法を適用しております。これにより、信託として保有する当社株式を、信託における帳簿価額で純資産の部の「自己株式」に計上しております。

当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、270百万円、122,325株であります。

執行役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、当社の執行役員（顧問執行役員を含み、取締役兼務者を除く。以下同じ。）を対象として、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的として、「株式付与ＥＳＯＰ信託」を導入しております。

株式付与ＥＳＯＰ信託は、予め定める株式交付規程に基づき執行役員に交付すると見込まれる数の当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得し、一定の要件を充足する執行役員に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を交付及び給付を行います。執行役員が株式等の交付等を受けるのは、執行役員退任後となります。

信託に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じて、総額法を適用しております。これにより、信託として保有する当社株式を、信託における帳簿価額で純資産の部の「自己株式」に計上しております。

当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、178百万円、76,657株であります。

連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 78,960百万円

(2) 圧縮記帳

有形固定資産に係わる国庫補助金等の受入れにより取得価額から控除している圧縮記帳累計額は次のとおりであります。

建物及び構築物	445百万円
機械装置及び運搬具	836百万円
工具、器具及び備品	15百万円
土地	8百万円
計	1,305百万円

(3) 貸出コミットメントライン

当社は、資産効率の向上、金融関係費用の削減、不測の事態に備えた流動性および財務健全性の確保のため、取引銀行4行との間に貸出コミットメントライン契約を締結しております。
この契約に基づく借入実行残高及び借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	6,000百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	6,000百万円

(4) 顧客との契約から生じた債権の残高は、以下のとおりです。

受取手形	355百万円
売掛金	20,377百万円
電子記録債権	1,076百万円

(5) 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高 75百万円

連結損益計算書に関する注記

(1) 受取保険金及び災害による損失

当社の連結子会社であるGUYMON EXTRACTS INC.における荒天被害にかかる建屋等の修繕費を災害による損失として計上しております。また、これに伴い受領した損害保険金を受取保険金として計上しております。

(2) 事業再編関連損失

国内食品事業の再編に伴う損失であり、その内容は使用見込みのない固定資産の処分等であります。

(3) 退職給付制度改定損

当社が2024年10月1日に退職給付制度の一部を確定拠出制度へ移行したことにより、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号 2016年12月16日）および「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号 2007年2月7日）を適用し、確定拠出制度への移行部分について退職給付制度の一部終了の処理を行ったことによるものであります。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 30,705,100株

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2024年5月22日 取締役会	普通株式	1,541	50.50	2024年3月31日	2024年6月10日
2024年10月25日 取締役会	普通株式	1,237	40.50	2024年9月30日	2024年12月5日

- (注) 1. 2024年5月22日開催の取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託が保有する当社株式に対する配当金8百万円が含まれております。
2. 2024年10月25日開催の取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託が保有する当社株式に対する配当金8百万円が含まれております。

(3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2025年5月22日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,608	53.50	2025年3月31日	2025年6月9日

- (注) 2025年5月22日開催の取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託が保有する当社株式に対する配当金10百万円が含まれております。

1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 2,649円95銭

(2) 1株当たり当期純利益 310円8銭

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純利益 9,388百万円

普通株主に帰属しない金額 ー百万円

普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 9,388百万円

期中平均株式数 30,278,045株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については主に銀行借入による方針であります。

受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、取引先ごとの期日管理及び残高管理等を行うことでリスク軽減を図っております。また、投資有価証券は業務上の関係を有する企業等の株式であり、定期的に時価の把握を行っております。

短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資や自己株式取得に係る資金調達であります。また、資産効率の向上、金融関係費用の削減、不測の事態に備えた流動性および財務健全性の確保のため、取引銀行4行との間に貸出コミットメントライン契約を締結しております。

デリバティブ取引は、為替変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額（＊1）	時価（＊1）	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券（＊3）	15,037	15,037	－
(2) 長期借入金（＊4）	(9,115)	(9,021)	△94
(3) デリバティブ取引（＊5）	(40)	(40)	－

（＊1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（＊2）「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」及び「短期借入金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（＊3）市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	14
非連結子会社株式	25

（＊4）長期借入金の支払期日が1年以内になったことにより、短期借入金に計上されたものについては、本表では長期借入金として表示しております。

（＊5）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	15,037	—	—	15,037
デリバティブ取引	—	(40)	—	(40)

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	9,021	—	9,021

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

① 財の種類による分解情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	国内食品事業	国内化成品 その他事業	海外事業	
顧客との契約から生じる収益	64,821	7,959	22,801	95,582
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	64,821	7,959	22,801	95,582

② 収益の認識時期による分解情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	国内食品事業	国内化成品 その他事業	海外事業	
一時点で移転される財	64,821	7,959	22,801	95,582
一定の期間にわたり移転される財	—	—	—	—
顧客との契約から生じる収益	64,821	7,959	22,801	95,582
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	64,821	7,959	22,801	95,582

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項）4. 会計方針に関する事項（4）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	23,117
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	21,809
契約負債（期首残高）	109
契約負債（期末残高）	75

契約負債は主に、商品又は製品の引渡前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩され、当連結会計年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は109百万円です。

当連結会計年度において、契約負債が34百万円減少した理由は、海外事業における収益認識による前受金の減少が前受金の受け取りによる増加を上回ったことによるものです。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予定される顧客との契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2025年4月30日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について決議いたしました。

- | | |
|------------------|---|
| (1) 自己株式の取得を行う理由 | 株主還元の拡充および資本効率の向上を図るため |
| (2) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (3) 取得し得る株式の総数 | 1,000,000株（上限）
(発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合3.34%） |
| (4) 株式の取得価額の総額 | 2,000,000,000円（上限） |
| (5) 取得期間 | 2025年5月26日～2026年3月24日 |
| (6) 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |

個別注記表 (2025年3月31日現在)

重要な会計方針に係わる事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

……………移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等 ……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

……………時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

……………総平均法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く)

ア. 2007年3月31日以前に取得したもの …… 旧定額法

イ. 2007年4月1日以降に取得したもの …… 定額法

② 無形固定資産 (リース資産を除く) …… 定額法

なお、ソフトウェア (自社利用分) については、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 株式報酬引当金

株式交付規程に基づく取締役等及び執行役員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、取締役等及び執行役員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(a) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(b) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を発生した事業年度より費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

当社は主に家庭用食品、業務用食品、加工食品用原料、食品用改良剤、化成品用改良剤、ビタミン類などの製造・販売を行っております。

これらの商品又は製品の販売については商品又は製品の引渡時点において顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、商品又は製品の引渡時点で収益を認識しております。なお、国内の販売においては出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、履行義務の識別にあたっては、本人か代理人かの検討を行っており、自らの約束の性質が、特定された財を自ら提供する履行義務である場合には、本人として収益を対価の総額で認識しており、それらの財が他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として収益を他の当事者に支払う額を控除した

純額で認識しております。

収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しており、また、有償受給取引については、その取引において顧客に支払われる対価を控除した金額で測定しております。売上割戻しの金額は契約に基づき、販売代理店又は小売店における販売促進期間中の販売金額の見積りを基礎として見積もっており、収益の著しい減額が発生しない可能性が高い範囲でのみ収益を認識しております。

有償支給取引において、支給品を買い戻す義務を負っている場合、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第104項の取扱いを適用し、支給品の譲渡時に当該支給品の消滅を認識しております。当該取引において支給品の譲渡に係る収益は認識しておりません。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから概ね3ヶ月程度で受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(7) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を行っております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	為替予約
ヘッジ対象	外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

ヘッジ対象の範囲内で、将来の為替相場の変動によるリスクを回避する目的で利用しております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段について、相場変動額をヘッジ期間全体にわたり比較し、有効性を評価しております。ただし、振当処理によっている為替予約については、有効性の評価を省略しております。

⑤ その他

リスク管理体制としては、ヘッジ取引は担当部門が実行し、経理部が管理及び随時取締役会へ報告し、承認を受けております。

(8) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

(表示方法の変更)

損益計算書関係

前事業年度において特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産売却益」は、金額的重要性が増したため、当事業年度において区分掲記しております。なお、前事業年度の「固定資産売却益」は0百万円であります。

(会計上の見積り)

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。会計上の見積りにより当事業年度の計算書類に計上した金額のうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクが有る項目は以下のとおりです。

製品販売金額に応じて支払われる売上割戻しに係る未払販売促進費の測定額

・当事業年度の計算書類に計上した金額

当社は、販売代理店または小売店の販売金額に応じた売上割戻しの支払いや、キャンペーン活動に対する協賛金の支払いなどを通じて当社製品の販売促進活動を行っております。当事業年度の貸借対照表において未払費用が3,245百万円計上されておりますが、これには未払販売促進費551百万円(総資産の0.6%)が含まれております。

・会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

「連結注記表(会計上の見積り) 製品販売金額に応じて支払われる売上割戻しに係る未払販売促進費の測定額」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

繰延税金資産の回収可能性に関する判断

・当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 763百万円

当事業年度における繰延税金負債との相殺前の繰延税金資産の金額は763百万円(総資産の0.8%)であり、将来一時差異等に係る繰延税金資産の総額999百万円から評価性引当額235百万円を控除しております。

・会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

「連結注記表(会計上の見積り) 繰延税金資産の回収可能性に関する判断」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(追加情報)

役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引

役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、「連結注記表（追加情報）役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

執行役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引

執行役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、「連結注記表（追加情報）執行役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 47,473百万円

(2) 圧縮記帳

有形固定資産に係わる国庫補助金等の受入れにより取得価額から控除している圧縮記帳累計額は次のとおりであります。

構築物	14百万円
機械装置	173百万円
計	188百万円

(3) 偶発債務

(保証債務)

関係会社の借入金に対する保証

(株)健正堂

225百万円

(4) 関係会社に関する金銭債権・債務（独立掲記したものを除く）

① 短期金銭債権 749百万円

② 短期金銭債務 1,113百万円

(5) 貸出コミットメントライン

当社は、資産効率の向上、金融関係費用の削減、不測の事態に備えた流動性および財務健全性の確保のため、取引銀行4行との間に貸出コミットメントライン契約を締結しております。

この契約に基づく借入実行残高および借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	6,000百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	6,000百万円

損益計算書に関する注記

- | | | |
|----------------------------|------------|-----------|
| (1) 関係会社との取引高 | 売上高 | 3,207百万円 |
| | 仕入高 | 11,581百万円 |
| | 営業取引以外の取引高 | 3,083百万円 |
| (2) 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 | | |
| | 建物 | 25百万円 |
| | 構築物 | 0百万円 |
| | 機械装置 | 1百万円 |
| | 工具、器具及び備品 | 0百万円 |
| | 解体撤去費用等 | 179百万円 |
| | 計 | 206百万円 |
- (3) 事業再編関連損失は、「連結注記表（連結損益計算書に関する注記）」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。
- (4) 退職給付制度改定損は、「連結注記表（連結損益計算書に関する注記）」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	831,626株
------	----------

(注) 自己株式の株式数には、「役員報酬ＢＩＰ信託」が保有する当社株式122,325株及び「株式付与ＥＳＯＰ信託」が保有する当社株式76,657株が含まれております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産		
賞与引当金		321百万円
未払費用		230百万円
資産除去債務		121百万円
未払事業税		102百万円
株式報酬引当金		77百万円
有価証券評価損		31百万円
退職給付引当金		28百万円
その他		85百万円
繰延税金資産	小計	999百万円
評価性引当額		△235百万円
繰延税金資産	合計	763百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金		2,766百万円
前払年金費用		1,022百万円
資産除去費用		60百万円
その他		11百万円
繰延税金負債	合計	3,859百万円
繰延税金負債の純額		3,096百万円

関連当事者に関する注記

該当事項はありません。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表（収益認識に関する注記）」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,936円28銭
(2) 1株当たり当期純利益	310円42銭
1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
当期純利益	9,398百万円
普通株主に帰属しない金額	－百万円
普通株式に係る当期純利益	9,398百万円
期中平均株式数	30,278,045株

重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

「連結注記表（重要な後発事象に関する注記）」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。